

◆ 第3章 障害を理由とする差別の解消（第10条～第15条）

第1節 障害を理由とする差別の禁止（第10条）

（障害を理由とする差別の禁止）

第10条 何人も、障害者に対し、障害を理由とする差別をしてはならない。

【趣旨】

第3条第3号で定義した「障害を理由とする差別」を禁止する規定である。この条文によって、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮を提供しないこと」が禁止される。

「何人も」の中には、法人や、障害のある人自身も含まれる。

【解説】

本条文は、社会の中で活動するすべての主体（自然人・法人問わない）に向けて、障害を理由とする差別をしてはならない、という規範（ルール）を示すものである。

この点、差別解消法は、事業者、行政機関等に対して、障害を理由とする差別の解消を求める法律である。ただし、差別は、社会を構成するすべての者同士の関係の中で問題となるものであり、事業者、行政機関等からの差別のみが許されないというものではない。このため、本条例では、すべての者に向けて、障害を理由とする差別禁止のルールを確認したものである。

なお、第10条に違反する行為を行ったことに対する罰則はない。第11条から第14条に定める手続を経由した場合に限り、市長は、事業者、行政機関等の氏名を公表することがありうる（第14条第4項）。

【参考条文】

障害者差別解消法

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要として

いる旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

障害者雇用促進法

(障害者に対する差別の禁止)

第34条 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。

第35条 事業主は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

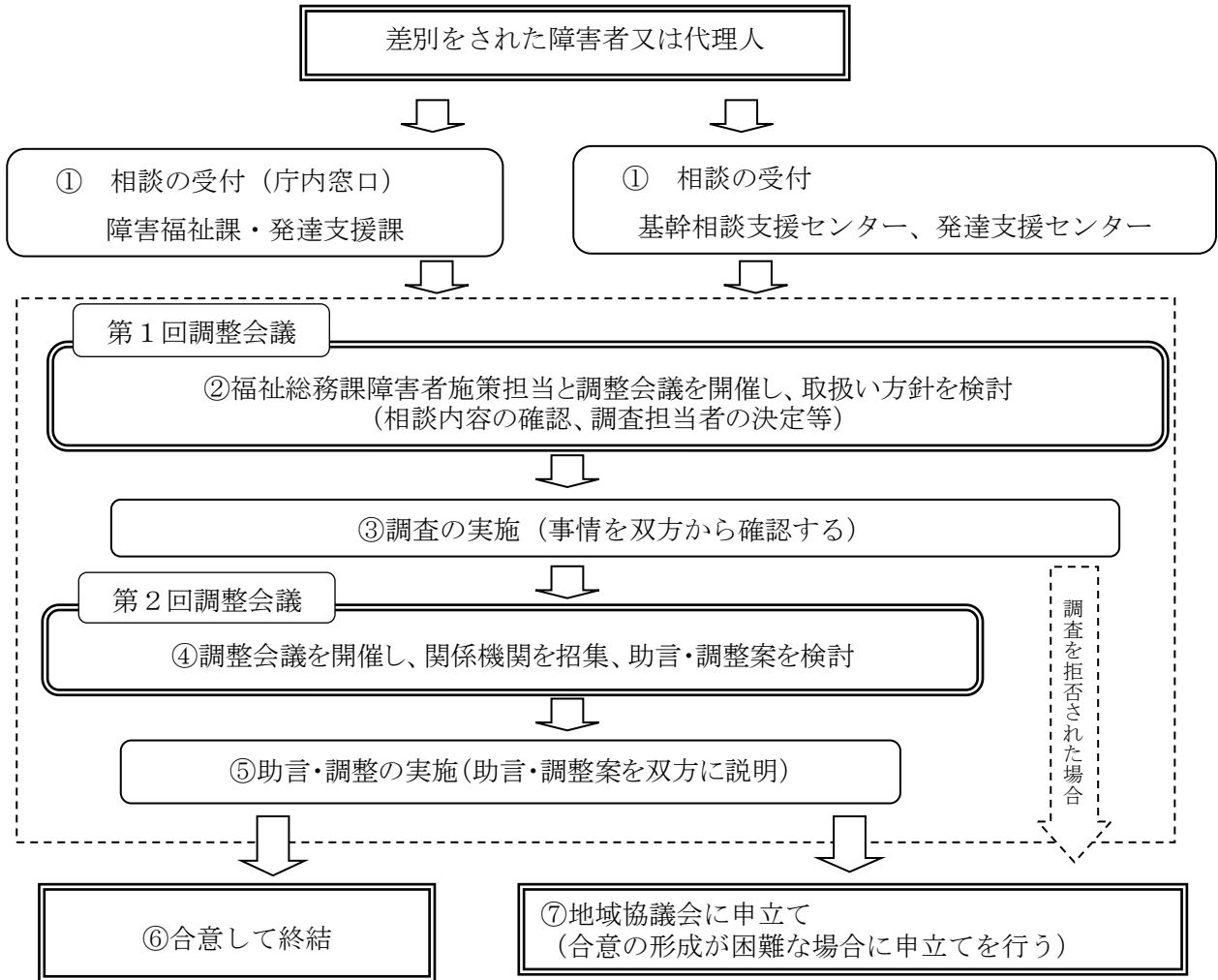
(雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置)

第36条の2 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となっている事情を改善するため、労働者の募集及び採用に当たり障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第36条の3 事業主は、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

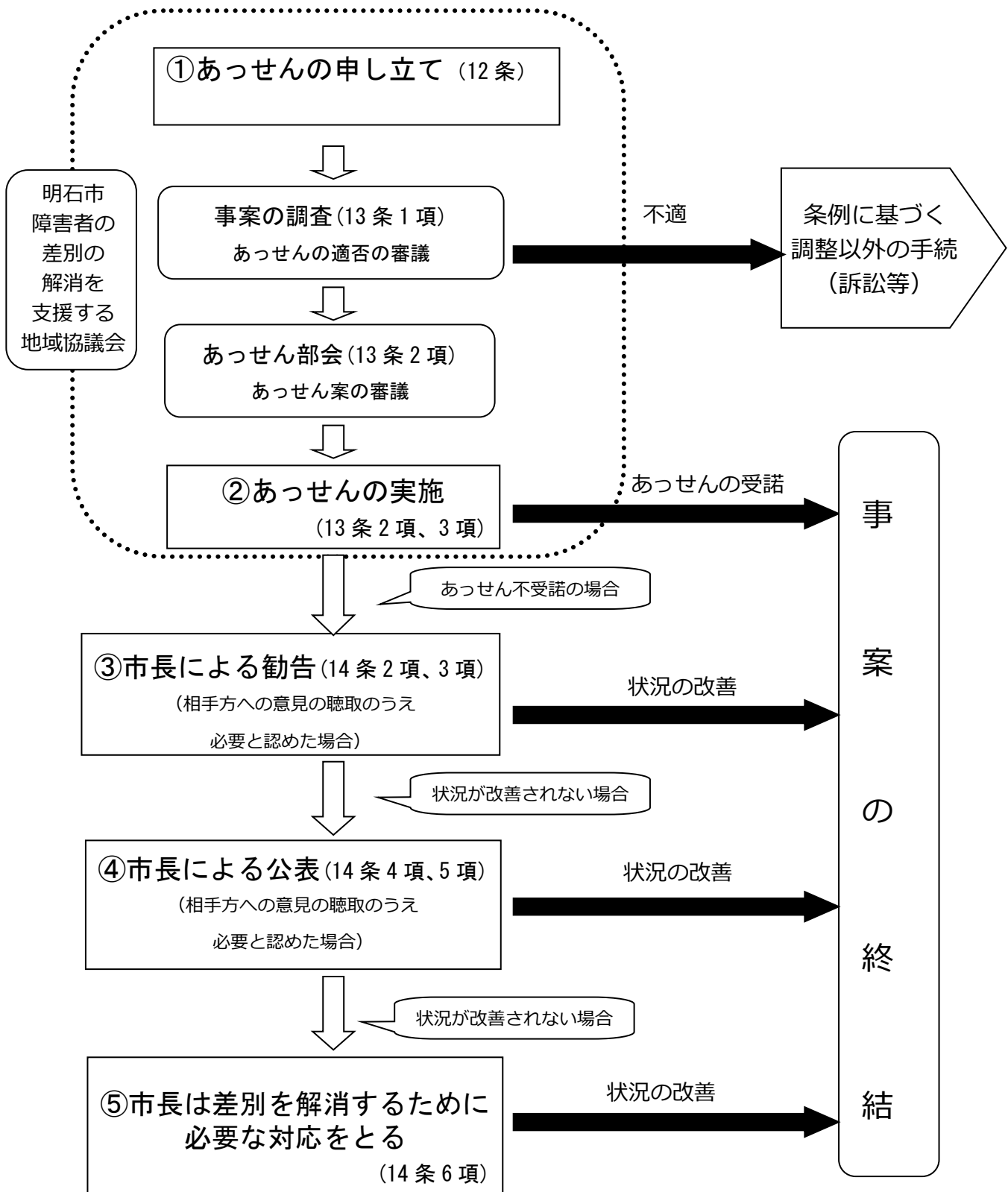
第2節 障害を理由とする差別を解消するための施策（第11条～第14条）

相談の流れ【チャート図】（条例第11条）



- ① 相談窓口において、来所または電話等での相談に応じる。また、相談窓口での受付だけでなく、日常の業務や活動の中での相談についても対応する。
- ② 差別事案にかかわる調整会議（以下「調整会議」という。）では、相談体制を確立した上で、相談者に対して事案の担当者を決定する。
- ③ 事案の担当者が双方から事情を確認する。
- ④ 調整会議を開催し、必要に応じて関係機関に出席を要請し、助言・調整案を検討する。
- ⑤ 事案の担当者が双方に対して助言及び調整を実施する。
 ≪合意の可能性がある限り、④と⑤をくりかえす≫
- ⑥ 合意が得られた場合、終結する。
- ⑦ 合意の形成や調査自体を拒否された場合など、状況を説明した上で、相談者本人の意思に従い、本人又は代理人が市長に申立て、条例第15条に規定する地域協議会（あっせん部会）があっせんを行う。

あっせん等の手続



(相談及び助言等)

第11条 障害者である市民、当該障害者の家族若しくは支援者又は事業者は、市又は市が委託する相談機関（以下「相談機関」という。）に対し、障害を理由とする差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

2 市又は相談機関は、特定相談を受けたときは、必要に応じて次に掲げる対応をとるものとする。

(1) 特定相談に係る関係者への事情聴取、説明及び助言（以下「助言等」という。）

(2) 関係行政機関への通告、通報その他の通知

(3) あっせんの申立ての支援

(4) 前3号に掲げるもののほか、障害を理由とする差別を解消するために必要な対応

3 特定相談に係る関係者は、正当な理由がある場合を除き、市又は相談機関が助言等を実施することにつき、協力しなければならない。

【趣旨】

条例第4条第4号で、市の責務として「障害を理由とする差別の解消に関する相談を受け、紛争解決に向けて必要な支援を行うこと」と定めていることや、差別解消法第14条においても「国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする」とされていることから、市として障害を理由とする差別に関する相談を受けることを定めた条文である。

【解説】

○ 第1項

「障害者である市民」「当該障害者の家族もしくは支援者」「事業者」の三者は、市または市が委託する相談機関に対し、障害を理由とする差別に関して相談をすることができる。本項に基づく相談を「特定相談」という。特定相談の段階では、事業者からの相談も受け付ける。障害を理由とする差別に至る内容ではなくても、「適切な合理的配慮を提供するに際してのアドバイス」「障害を理由とする差別解消に取り組む際の留意点」などの一般的な相談も受けすることができる。

「市」「市が委託する相談機関」とは、具体的には以下の4つの機関である。

- ・ 市障害福祉課 福祉総務課障害者施策担当
兵庫県明石市中崎1丁目5番1号明石市役所
- ・ 明石市立発達支援センター
兵庫県明石市二見町東二見1836番地の1 ふれあいプラザあかし西
- ・ 明石市基幹相談支援センター「ほっと」
兵庫県明石市貴崎1丁目5-13 明石市立総合福祉センター

○ 第2項

第1項に掲げる相談窓口が特定相談を受けたときに取りうる対応を定めている。

(1)特定相談にかかる関係者への事情聴取、説明及び助言

特定相談を受けた相談員は、相談者からの希望があれば、当該特定相談に関する関係者への事情聴取を行う。この事情聴取は、第三者的立場から、話し合いによる特定相談の解決を図ることを目的として行われるものである。

相談員は、関係者から聴取した事情に基づき、当該特定相談のよりよい解決を目指し、相談者や関係者に対して説明や助言を行う。

「説明」とは、障害を理由とする差別を解消する意義や本条例の趣旨などの背景事情の説明や、当該特定相談において、関係者が障害を理由とする差別を解消するために利用することができる既存の制度や道具などの説明である。

また、「助言」とは、当該特定相談において、障害を理由とする差別の解消に向けて適切と思われる対応などにつき、相談員が、相談者や関係者にアドバイスすることである。

(2)関係行政機関への通告、通報その他の通知

障害を理由とする差別の中には、権利侵害の程度が深刻であり、虐待やドメスティックバイオレンスであると認定しうるケースも想定される。そこで、こうした虐待と判断されるケースが発生した場合には、相談員は、適切な行政機関へ虐待通報（児童虐待の場合は虐待通告）を行う。ドメスティックバイオレンスであると判断される場合には、配偶者暴力相談支援センターへの情報提供を行う。さらに傷害、脅迫行為などの刑法犯に該当する行為が認められる場合は、警察へ通報する。

(3)あっせんの申立への支援

特定相談に対し、相談員が相談者と関係者との間で助言等を行った結果、相談者の納得の行く結論とならなかった場合は、第12条以下の規定に従い、障害者である市民は、地域協議会あっせん部会に対して、あっせんの申し立てをすることができる（条例第12条第1項）。相談員は、助言等による解決のめどが立たない場合には、あっせん制度の説明を行い、相談者が適切にあっせん申立の権利を行使することができるよう、情報提供などの支援を行う。

(4)(1)～(3)のほか、障害を理由とする差別を解消するために必要な対応

原則として、特定相談に対して相談員が取りうる対応は、上記(1)～(3)である。ただし、個別の特定相談の事情によって、(1)～(3)以外にも障害を理由とする差別を解消する手段がありえる場合は、強制にわたらない範囲で、柔軟に対応することが望ましい。

○ 第3項

特定相談に係る関係者は、正当な理由がある場合を除き、第2項に定める助言等（事情聴取、説明及び助言）に協力しなければならない。

この正当な理由に該当する場合とは、法的あるいは物理的に相談員の助言等を受けることができないような場合を指す。たとえば、

- ・ 法律上又は契約上負う守秘義務により、利用者、顧客、患者等の個人情報の回答を拒

否すること。

- ・ 助言等の対象となる者の長期の不在
- ・ 助言等の対象となる者の死亡

正当な理由がないにもかかわらず、相談員からの連絡や説明を受けることを拒絶した場合、ただちに罰則や不利益処分などが適用されることはない。ただし、第12条以降のあっせん手続きを経てもなお拒絶し続ける場合には、条例第13条、明石市行政手続条例に基づく手続を経た後、差別を行っているものと認定し、氏名公表がなされることがある。

【参考条文】

障害者差別解消法

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(あっせんの申立て)

第12条 障害者である市民は、市長に対し、市、行政機関等又は事業者を相手方として、特定相談に係る事案を解決するために必要なあっせんの申立て（以下「あっせんの申立て」という。）をすることができる。

2 障害者である市民の家族又は支援者は、市長に対し、市、行政機関等又は事業者を相手方として、あっせんの申立てをすることができる。ただし、当該あっせんの申立てをすることが当該障害者の意に反することが明らかである場合は、この限りでない。

3 あっせんの申立ては、前条第2項に基づく対応の終了後でなければすることができない。ただし、あっせんの申立てをすることについて緊急の必要性があると市長が認める場合は、この限りでない。

4 あっせんの申立ては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申立ての手続をすることができる行政庁の処分に対しては、することができない。

【趣旨】

特定相談を受け、相談員が助言等を行った結果、当事者間で合意が図られなかった場合に申し立てることができる「あっせん」手続きについて定めた条文である。

【解説】

○ 第1項：障害のある市民からの申立

特定相談に対し、相談員が相談者と関係者との間で助言等を行った結果、相談者の納得の行く結論とならなかった場合は、第12条以下の規定に従い、障害者である市民は、地域協議会あっせん部会に対して、あっせんの申し立てをすることができる。

○ 第2項：障害のある市民の家族又は支援者からの申立

市長に対するあっせんの申立は、障害のある市民だけではなく、その家族又は支援者からも行うことができる。ただし、これらの者は特定相談の直接の当事者ではないことから、当事者である障害者本人の意に反することが明らかである場合は、あっせんの申立をすることはできない。

○ 第3項：助言等前置主義

本条例は、障害のある人となない人とが、差別するものとされるものとに別れて非難しあうのではなく、協調によって差別が解消されることを基本としている。このため、原則として、あっせん申立てを行う前に、第11条第2項各号に定める対応を経ることを求める。

ただし、第11条第2項各号の対応を経ては差別の本質的な解決にならないような緊急の必要性があると市長が認める場合は、例外的に最初からあっせんの申立を行うことができる。具体的に想定されるケースの一例としては、すでに開催時期が決定している行事への参加を希望する者が、障害を理由として参加を拒否されており、相手方の姿勢が強硬である

ために「相談・助言等」を経ては予定された時期が経過してしまい、結局参加できない可能性が高い場合などである。

○ 第4項：あっせん申立をすることができない場合

申立の内容が、行政不服審査法その他の法令に基づく不服申立ての手続をすることができる行政庁の処分に対するものである場合は、同法に基づく審査請求手続の中で権利救済が図られるべきことから、あっせんの申立をすることができない。

例えば以下のような場合である。

- ・ 要綱等で定められている目的以外の使用目的による申請であることを理由に、障害福祉サービス（同行援護、移動支援、手話通訳者派遣事業など）の利用を拒否された。
- ・ 障害を理由として保育所の入所を拒否された。
- ・ 就職して給料が入るようになったところ、障害年金の支給を打ち切られた。
- ・ 県にグループホームの設置認可申請をしたところ、周辺住民の同意が得られていないことを理由に不認可となった。

(あっせん)

第13条 市長は、あっせんの申立てがあったときは、当該あっせんの申立てに係る事案について調査を行い、又は相談機関に必要な調査を行わせることができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

2 市長は、前項の調査の結果、あっせんを行うことが適当でないと認める場合を除き、明石市障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会（以下「地域協議会」という。）にあっせんを行うよう求めるものとする。

3 地域協議会は、前項の求めがあったときは、あっせん部会を設置し、あっせんに係る事務を行わせるものとする。

【趣旨】

あっせんの申立てがあったときは、市長の附属機関である地域協議会あっせん部会において審理することを定めた条文である。

【解説】

○ 第1項：事前調査

市長に対してあっせん申立てがあった場合、事案の解決のために、あっせんを担当する地域協議会あっせん部会が、審理の基礎となる事実確認をする必要がある。このため市長は、相談機関と連携をして、事実関係について調査できる。また、第11条第3項と同様、調査の対象者には協力義務を課している。

本項の「正当な理由」の範囲は、第11条第3項の「正当な理由」の範囲と同じである。すなわち、法律上又は契約上負っている守秘義務に基づく調査拒否、物理的に調査に応じられない事情が存在する場合などである。

○第2項・第3項：地域協議会あっせん部会への審議の付託

市長は、第1項の調査の結果、あっせんを行うことが適当でないと認める場合を除き、地域協議会にあっせんを行うよう求める。地域協議会は、第15条第3項にあるとおり多様かつ多人数の方々が参加していることから、事案解決の専門性と迅速性を確保するため、少人数による部会（以下、「あっせん部会」という。）を設置し、審議を行う。

なお、あっせん部会による審議の細則については、地域協議会において定めることが予定されている。

【参考条文】

明石市障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会規則

(あっせん部会)

第7条 条例第13条第3項の規定により設置するあっせん部会の委員（以下「部会員」

という。)は、次に掲げる者のうちから会長が指名する。

- (1) 障害を理由とする差別の解消について必要な学識を有する委員
- (2) 障害をめぐる法律問題に関して優れた識見を有する委員
- (3) 障害者である委員
- (4) その他会長が当該あっせんに係る事案の解決に必要と認める委員

2 あっせん部会は、部会員5名以内をもって組織する。

3 あっせん部会に、部会長1名を置く。

4 部会長は、部会員のうちから会長が指名する。

5 あっせん部会は、必要に応じて、あっせんの申立人、あっせんの申立ての相手方その他の参考人の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 第4条第2項及び第5条の規定は、あっせん部会について準用する。

(勧告及び公表等の措置)

第14条 地域協議会は、障害を理由とする差別を行ったとされる者が、あっせん案を受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらずあっせんに従わないときは、その旨を市長へ報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合であって、必要があると認めるときは、障害を理由とする差別を行った者に対して、障害を理由とする差別を解消するために必要な対応をするように勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告の相手方に対してその旨を通知し、かつ、その者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

4 市長は、第2項の規定による勧告を受けた者が、第10条に規定する義務に違反して、正当な理由なく当該勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。

5 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、明石市行政手続条例（平成9年条例第1号）に基づき、あらかじめ、当該公表の相手方に対してその旨を通知し、かつ、その者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

6 市長は、第2項及び第4項の措置を取った場合であっても、障害を理由とする差別が解消されないと認めるときは、障害を理由とする差別を解消するために必要な対応をすることができる。

【趣旨】

あっせん部会によるあっせん案提示にもかかわらず、紛争が解決しない場合における「勧告」及び「公表」の手続きについて定めた条文である。

【解説】

○ 第1項：市長への報告

あっせん部会があっせんを行ったにも関わらず、差別をしたと認められる者が、あっせん案を受諾しないまたは受諾したにも関わらずこれに従わないときは、あっせん部会は、その旨を市長へ報告する。

○ 第2項・第3項：勧告

市長は、前項の報告を受け、必要があると認めるときは、障害を理由とする差別を行った者に対して、障害を理由とする差別を解消するために必要な対応をするように勧告することができる。勧告の内容となる「障害を理由とする差別を解消するために必要な対応」とは、具体的にはあっせん部会があっせん案として提示した内容を指すことが想定される。

その場合は、あらかじめ、勧告の相手方に対して勧告の対象となっている旨を通知し、かつその者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。これは、勧告が、不利益処分である「公表」（条例第14条第4項）の前段階の手続きとしての機能を有しており、事実上勧告の相手方にとって不利益な影響が及ぶ点に鑑み、手続保障として相手方に意見を述べ

る機会を与えるために行うものである。

○ 第4項・第5項：公表

市長は、第2項に基づく勧告を受けた者が、なお正当な理由なく勧告に従わない場合は、勧告の相手方が条例第10条に定める「障害を理由とする差別の禁止」に反するものと認め、その旨を公表する。

この手続により、氏名（法人の場合は法人名）とともに障害を理由とする差別を行った者であることが公表されることから、公表の相手方にとって大きな不利益を伴い、事実上権利を制限する結果となるおそれが高い。このため、第4項に基づく「公表」は、「行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分」であるとして、明石市行政手続条例第2条第5号に定める「不利益処分」と考え、公表する際は、明石市行政手続条例第3章「不利益処分」の定めに従い、あらかじめ意見を聴取する機会を設けることにした。なお、第4項に基づく公表は、明石市行政手続条例第13条第1項1号（聴聞手続きの対象）のいずれにも該当しないことから、同項第2号にさだめる「弁明の機会」を付与する。

○ 第6項：必要な対応

5項までの手続に沿って公表手続をとってもなお障害を理由とする差別が解消されない場合が想定される。そうした場合であっても、市は、最終的に障害を理由とする差別が解消されるまで、考えうる最善の手段を尽くすことを定めた規定である。たとえば、既存の事業・制度の活用のほか、当該事案に即した新規事業の考案など、処分性を伴わない手段を尽くして差別の解消を引き続き検討する。

こうした趣旨から、第4項に基づく「公表」以上の制裁を課すことは、本項では想定されていない。

【参考条文】

明石市行政手続条例

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 本市の条例、規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）及び企業管理規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。）並びに知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）及び教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第59号）により本市が処理することとされた事務について規定する兵庫県の条例及び兵庫県の執行機関の規則をいう。

(2) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、兵庫県の条例等（行政手続条例（平成7年兵庫県条例第22号）第2条第1項第1号に規定する条例等をいう。）及び条例等を

いう。

(3) 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

(4) 申請 条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

(6) 市の機関 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される明石市の執行機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

(7) 行政指導 市の機関及び地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「市の機関等」という。）がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するために特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。

(8) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の条例等上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

(9) 規則等 市の機関が定める次に掲げるものをいう。

ア 規則及び企業管理規程

イ 法令審査基準（申請（第4号の規定にかかわらず、法令に基づき許認可等を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。）により求められた許認可等をするかどうかを許認可等の根拠となる法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

ウ 法令処分基準（不利益処分（第5号の規定にかかわらず、行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号において同じ。）をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについて、不利益処分の根拠となる法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

エ 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。）

（略）

第3章 不利益処分

第1節 通則

（処分の基準）

第12条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（次項において「処分基準」という。）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。ただし、不利益処分をしようとする行政庁が地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者である場合は、市の機関がその手続を執るものとする。

（1） 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

（2） 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

（1） 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

（2） 条例等上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

（3） 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準を持って明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認

されたものをしようとするとき。

(4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の納付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

(略)

第3節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第27条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項

(2) 不利益処分の原因となる事実

(3) 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

第3節 明石市障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会（第15条）

（地域協議会）

第15条 市長の附属機関として、地域協議会を置く。

2 地域協議会は、第13条第2項の規定による求めに応じてあっせんを行うほか、次に掲げる事務を行うものとする。

（1） 障害を理由とする差別を解消するために必要な施策について、市長に意見を述べること。

（2） この条例の施行状況の検討及び見直し

（3） その他障害を理由とする差別を解消するために必要な事務

3 地域協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1） 障害者

（2） 障害を理由とする差別の解消について必要な学識を有する者

（3） 障害者をめぐる法律問題に関して優れた識見を有する者

（4） 社会福祉関係者

（5） 医療関係者

（6） 障害者関係団体の代表者

（7） 事業者の代表者

（8） 関係行政機関の職員

（9） 公募による市民

（10） その他市長が特に必要と認める者

4 地域協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を兼ねるものとする。

5 前各項に定めるほか、地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

明石市内の障害を理由とする差別の解消に関する課題を議論し、施策につなげるための審議会として、また障害者差別解消法第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会として、明石市障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会を設置することを定めた条文である。

【解説】

市長の附属機関として、主として①あっせんに関する審理を行い、②障害を理由とする差別を解消するために必要な施策について、市長に意見を述べ、③この条例の施行状況の検討及び見直しについて検討するために地域協議会を置く。なお、①については、部会を設置して審理する（条例第13条第3項）。

この地域協議会は、障害者差別解消法第17条に規定する障害者差別解消支援地域協議会

としての役割を兼ねるものとする。このため、地域協議会構成員は、議事の内容に関し、秘密保持義務を負う（法第19条）

地域協議会は、障害を理由とする差別に関する地域課題について検討し、政策提言を行う目的の審議会である。市内の障害者の地域生活全般について議論する明石市障害者地域自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」という。）とは、その目的が異なることから別の審議会として設立しているところである。ただし、明石市内の障害者の生活について密接な関わりを持っているという点については言うまでもないことである。このため、条例第6条に基づき、自立支援協議会が所管する明石市障害者計画に関する議論を行う中で、両協議会が連携を取りながら、明石市内における障害者の地域生活全般に渡る施策推進を深めていくことを目指している。

【参考条文】

明石市障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例（平成28年条例第5号。以下「条例」という。）第15条第5項の規定に基づき、明石市障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会（以下「地域協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 地域協議会は、委員20名以内をもって組織する。

（任期）

第3条 地域協議会の委員（以下「委員」という。）の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 地域協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 地域協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 地域協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第6条 会長は、条例第15条第2項各号に規定する事項の審議について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（あっせん部会）

第7条 条例第13条第3項の規定により設置するあっせん部会の委員（以下「部会員」

という。)は、次に掲げる者のうちから会長が指名する。

- (1) 障害を理由とする差別の解消について必要な学識を有する委員
- (2) 障害をめぐる法律問題に関して優れた識見を有する委員
- (3) 障害者である委員
- (4) その他会長が当該あっせんに係る事案の解決に必要と認める委員

2 あっせん部会は、部会員5名以内をもって組織する。

3 あっせん部会に、部会長1名を置く。

4 部会長は、部会員のうちから会長が指名する。

5 あっせん部会は、必要に応じて、あっせんの申立人、あっせんの申立ての相手方その他の参考人の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 第4条第2項及び第5条の規定は、あっせん部会について準用する。

(庶務)

第8条 地域協議会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、会長が地域協議会に諮って定める。

障害者差別解消法

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第18条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。